



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 外務省組織令の一部を改正する政令 (五八)
- 水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令 (五九)
- 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日等を定める政令 (六〇)
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日等を定める政令 (六一)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令 (六二)
- ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令 (六三)
- ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令 (六四)
- 〔省 令〕
- 原子力災害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学・経済産業・国土交通)

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (経済産業一八)
- 特許法施行規則の一部を改正する省令 (同一九)

〔告 示〕

- 日本国に帰化を許可する件 (法務一五九)
- 債務救済措置(債務支払猶予方式及び債務免除を伴う債務繰延方式)に関する取極の修正に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件 (外務一八一)
- 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件 (同一八二)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (財務九〇)
- 手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件 (国税庁六、七)
- 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準第二条に規定する基準を満たしている博物館を認める件 (文部科学二五)
- 保安林の指定をする件 (農林水産四二二、四二三)
- 保安林の指定を解除する件 (同四二四)
- 都市計画に関する件 (国土交通三三五)
- 高速自動車国道に関する件 (同三三六)
- 水路測量の実施に関する件 (海上保安庁七七)
- 緊急指定種を指定する件 (環境二六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告 (法務省)

労働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

〔資 料〕

平成二十年一月中国際収支状況(速報) (財務省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、証票無効、鉄道財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体  
公債償還(東京都区)、解散命令関係  
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第五八号）（外務省）

1 中東アフリカ局においてスーダンに関する外交政策の事務を所掌する課を、中東第一課からアフリカ第一課へ変更することとした。（第五九条第三号及び第六一条第一号関係）  
2 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（政令第五九号）（国土交通省）

1 九頭竜川水系部子川足羽川ダムをその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムとして水源地域対策特別措置法第二条第二項に基づき政令で指定することとした。  
2 水源地域対策特別措置法第二条第二項の政令で指定するダムのうち、神戸川水系神戸川志津見ダムの水系の名称を斐伊川水系に変更することとした。  
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令（政令第六〇号）（厚生労働省）

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成一九年法律第一〇三号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とする。こととした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第六一号）（厚生労働省）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成一九年法律第一二五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とする。こととした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（政令第六二号）（厚生労働省）

1 養成施設等の指定の基準

(一) 社会福祉士若しくは介護福祉士の養成を行う学校若しくは養成施設の指定又は介護福祉士試験の受験資格を取得することができる高等学校若しくは中等教育学校の指定（以下「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に主務省令で定めることとした。（第二条関係）

(二) 養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならないこととした。（第三条関係）

(三) 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣に申請し、その承認を受けなければならないこととし、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、主務大臣に届けなければならないこととした。（第四条関係）

(四) 指定養成施設等の設置者は、毎年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第五条関係）

(五) 主務大臣は、指定養成施設等につき必要があるとき、その設置者又は長に対して報告を求めることができることとし、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができることとした。（第六条関係）

(六) 主務大臣は、指定養成施設等が主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、設置者若しくは長が主務大臣の指示に従わないとき、又は指定取消しの申請があったときは、その指定を取り消すことができることとした。（第七条関係）

(七) 指定養成施設等については、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならないこととした。（第八条関係）

(八) この政令における主務大臣は学校又は高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とした。（第一条関係）

(九) 養成施設等の指定に関する規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成一九年法律第一二五号）以下「改正法」という。第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三〇号）以下「法」という。附則第二条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校の指定について準用することとした。（附則第二項関係）

2 経過措置  
(一) 改正法第二条の規定による改正後の法の規定による学校若しくは養成施設又は高等学校若しくは中等教育学校の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができることとした。また、この申請があつた場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。（改正法附則第二条関係）

(二) 改正法第二条の規定による改正後の法の規定による学校又は養成施設の設置者は、この政令の施行日以後において、1の(三)に規定する主務省令で定める事項を変更しようとするときは、この政令の施行前においても変更の承認の申請を行うことができることとした。また、この申請があつた場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても承認をすることができることとし、当該承認はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。（改正法附則第三条関係）

3 この政令は、一部の規定を除き、平成二一年四月一日から施行することとした。

◇ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第六三号）（内閣府本府）

1 ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成二〇年九月三〇日までとする。こととした。（第一条関係）  
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（政令第六四号）（内閣府本府）

1 国際平和協力隊の設置  
(一) 国際平和協力本部に、ネパールにおける国際的な選挙監視活動のため、選挙の公正な執行及びその他の監視に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成二〇年四月三〇日までの間、ネパール選挙監視国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。（第一条第一項関係）

(二) 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名することとした。（第一条第二項関係）

2 国際平和協力手当  
(一) 協力隊の隊員に、ネパールにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万六〇〇〇円から六、〇〇〇円の二段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。（第二条第一項、第二項及び別表関係）

(二) 国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員に給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。（第二条第三項関係）

3 隊員の定員は、一八人とする。こととした。（第三条関係）  
4 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第五十八号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第三号中「スーダン」を削る。  
第六十一條第一号中「ジブチ」の下に「スーダン」を加える。

附則  
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

外務大臣 高村 正彦  
内閣総理大臣 福田 康夫

水源地域対策特別措置法第二條第二項のダム、同條第三項の湖沼水位調節施設及び第九條第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第五十九号

水源地域対策特別措置法第二條第二項のダム、同條第三項の湖沼水位調節施設及び第九條第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第二條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水源地域対策特別措置法第二條第二項のダム、同條第三項の湖沼水位調節施設及び第九條第一項の指定ダムを指定する政令（昭和四十九年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

題名中「及び」の下に「同法」を加える。  
第一條第九十四号を同條第九十五号とし、同條第七十号から第九十三号までを一号ずつ繰り下げ、同條第六十九号中「神戸川水系」を「斐伊川水系」に改め、同号を同條第七十号とし、同條第六十八号を同條第六十九号とし、同條第六十五号から第六十七号までを一号ずつ繰り下げ、同條第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 九頭竜川水系部子川足羽川ダム

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 冬柴 鐵三  
内閣総理大臣 福田 康夫

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十一号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令

御名 御璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十二号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十八條、第四十四條及び附則第二條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二二号）の一部を次のように改正する。  
第四條を第十四條とし、第三條を第十三條とし、第二條を第十二條とし、第一條の次に次の十條を加える。

（養成施設等の指定の基準）

第二條 法第七條第二号若しくは第三号若しくは第三十九條第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は法第四十條第二項第一号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（次條、第四條及び第十條において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定める。

第三條 養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出）  
第四條 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内（報告）  
に、主務大臣に届け出なければならない。

第五條 指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第六條 主務大臣は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第二條に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

文科科学大臣 渡海紀三朗  
厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

(指定の取消し)  
 第七条 主務大臣は、指定養成施設等が第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。  
 (指定取消しの申請)  
 第八条 指定養成施設等について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。  
 (国の設置する養成施設等の特例)  
 第九条 国の設置する学校又は養成施設に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第三条及び前条	設置者	所管大臣
	申請書を主務大臣に提出しなければならない	書面により、主務大臣に申し出るものとする
第四条第一項	設置者	所管大臣
	申請し、その承認を受けなければならない	協議し、その承認を受けるものとする
第四条第二項	設置者	所管大臣
	届け出なければならない	通知するものとする
第五条	設置者	所管大臣
	報告しなければならない	通知するものとする
第六条第一項	設置者又は長	所管大臣
	設置者又は長	所管大臣
第六条第二項	指示	勧告
	認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	認めるとき
第七条	申請	申出

(主務省令への委任)  
 第十条 第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成施設等の指定に関して必要な事項は、主務省令で定める。  
 (主務大臣等)  
 第十一条 この政令における主務大臣は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設等の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 第六条(附則第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が文部科学大臣及び厚生労働大臣である場合においては、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。  
 3 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。  
 4 この政令における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。  
 本則に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
 附則第二項を次のように改める。  
 (介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)  
 2 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は法第四十条第二項第一号」とあるのは、「附則第二条第一項」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は同法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定(以下「新指定」という。)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令(以下「新令」という。)第三条(新令附則第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、新指定の申請をすることができる。  
 2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

第三条 この政令の施行の日前に改正法第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による指定を受けている学校又は養成施設(以下「旧指定養成施設等」という。)の設置者は、同日以後において新令第四条第一項に規定する主務省令で定める事項を変更しようとするときは、この政令の施行前においても、同項の規定の例により、承認の申請をすることができる。  
 2 主務大臣は、前項の規定により承認の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、承認をすることができる。この場合において、当該承認は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

第四条 この政令の施行の日前に旧指定養成施設等に在学している者（同日以後に旧指定養成施設等に入学し、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。）が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間に当該旧指定養成施設等に対する新令第六條第二項及び第七條（これらの規定を新令第九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第六條第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、「主務省令で定める基準（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十二号）の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者については、主務省令で定める基準。次条において同じ。）」とする。

第五條 前二條に定めるもののほか、旧指定養成施設等に関し必要な経過措置は、主務省令で定める。  
文部科学大臣 渡海紀三朗  
厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽  
平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十三号

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令  
内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五條第八項の規定に基づき、この政令を制定する。  
ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十九年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年九月三十日」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。  
内閣総理大臣 福田 康夫  
外務大臣 高村 正彦

ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十四号

ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令  
内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五條第八項、第十六條第二項及び第十九條の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）  
第一條 国際平和協力本部に、ネパールにおける国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三條第三号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務及び法第四條第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成二十年四月三十日までの間、ネパール選挙監視国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。  
2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。  
（国際平和協力手当）  
第二條 ネパールにおける国際的な選挙監視活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六條第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。  
2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。  
3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。  
第三條 協力隊の隊員の法第十九條に規定する定員は、十八人とする。  
附則  
この政令は、公布の日から施行する。  
別表（第二條関係）

一	ネパール内の地域（二の項に規定する地域を除く。）において業務を行う場合	一万六千円
二	カトマンズ市、バタン市又はポカラ市の区域において業務を行う場合	六千円

省 令

○文部科学省  
経済産業省令第一号  
国土交通省

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十一條第二項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十年三月二十四日

文部科学大臣 渡海紀三朗  
経済産業大臣 甘利 明  
国土交通大臣 冬柴 鐵三

原子力災害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令  
原子力災害対策特別措置法施行規則（平成十二年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「第一項」を「第二項」に改める。

内閣総理大臣 福田 康夫  
外務大臣 高村 正彦

第十二條第一項の表の三の項中「熱ルミネセンス線量計」の下に「又は蛍光ガラス線量計」を加え、同条に次の三項を加える。  
3 第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣は、法第二條第三号の規定による指定を令第一條第四項第二号の規定により取り消された者（法第二條第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びに法第二條第三号へに掲げる者に限る。）が、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）を運搬する場合において、原子力災害が発生する蓋然性が低いと認められるときは、当該者の申請に基づき、第一項の表の三の項中「四台」とあるのは「二台」と、同項八中「二台」とあるのは「一台」と、同項八中「四台」とあるのは「二台」と、同項二台」とあるのは「一台」と、同項中「原子力防災要員の数」とあるのは「原子力防災要員の数の半数（当該原子力防災要員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）」とすることができる。